

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○保安林の指定予定の通知 (4件) (治山林道課)	2
○道路の区域変更 (道路課)	2
公 告	
○平成30年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	3
○平成30年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	3
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (警察本部装備施設課)	3

告 示

高知県告示第561号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
地震・津波県民意識調査
- 調査の目的
防災意識並びに地震防災対策及び津波避難対策の現状を把握し、及び分析するとともに、県民の行政機関への要望を知ることにより、今後の防災対策の進め方の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
満18歳以上の住民
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項

- ア 南海トラフ地震に関する認識について
 - イ 津波避難対策について
 - ウ 家庭での備えについて
 - エ 地震の揺れ対策について
 - オ 地震火災対策について
 - カ 避難生活について
 - キ 自主防災組織について
 - ク 消防団について
 - ケ 地域の防災力について
 - コ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）について
 - サ 県の施策について
 - シ 自由意見
- (2) その基準となる期間
平成30年7月1日
- 報告を求める者
 - 数
3,000人
 - 選定方法
選挙人名簿を用いて、津波浸水想定区域及び津波浸水想定区域外の地域からそれぞれ1,500人を無作為抽出する層化二段抽出により選定する。
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間業者を経由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送調査
 - 報告を求める期間
平成30年7月上旬から同月中旬まで
- ### 高知県告示第562号
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
- なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
- 平成30年7月3日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 届出の概要
 - 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社ウイル 代表取締役 中村 彰宏
 - 届出者の住所
高知市中久万238番地4
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 高知蔦屋書店
高知市南御座6番地10ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ウイル 代表取締役 中村 彰宏
高知市中久万238番地4
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ウイル	代表取締役 中村 彰 宏	高知市中久万238 番地4

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年2月14日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,135平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
187台
 - 駐輪場の収容台数
121台
 - 荷さばき施設の面積
67平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
24.3立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ウイル	午前8時	午後11時
その他未定テナント	午前8時	午後11時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後11時30分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

区分	時間帯
荷さばき施設(1)	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設(2)	午前4時から午前6時まで

- 届出年月日
平成30年6月13日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第563号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川樞ノ木山宇瀧休場5721、5722、5725から5731まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇瀧休場5721・5725から5728まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第564号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町楢原字坂本向イ1754の1、1780、1782、1783
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂本向イ1754の1・1780・1782・1783（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第565号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町大野見神母野869
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
大野見神母野869（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第566号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡越知町越知字赤ヶ谷山丙632の1、丙731の2、字横倉山山丙732の1から丙732の4まで、字横倉山丙733の2、丙733の15
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤ヶ谷山丙632の1・字横倉山山丙732の2から丙732の4まで・字横倉山丙733の2・丙733の15（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年7月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛津島
- 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
---	---	-----	-------	---	---

	後の別	(メートル)	(メートル)
宿毛市橋上町神有字 目尻山1174番9	前	11.2 14.9	109
	後	12.3 28.2	109

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成30年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 試験の免除
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。
- 受験資格
当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
（1） 成年被後见人又は被保佐人
（2） 禁錮以上の刑に処せられた者
（3） 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 試験日時
平成30年9月9日（日）午前10時から
- 試験場所
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
- 受験手続
（1） 受験申請書類
ア 受験申請書
イ 履歴書
ウ 受験資格を証する書類の写し
エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、

裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）

（2） 受験申請書類の提出期間
平成30年7月23日（月）から同年8月6日（月）まで
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成30年8月6日付けの消印のあるものまで受け付ける。

（3） 受験申請書類の提出先
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校
（4） 受験手数料
3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。

（5） 受験票
受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準
学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表
平成30年9月28日（金）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。

また、高知県立高知高等技術学校のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他
（1） 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。

（2） 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。

（3） 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）に問い合わせること。



家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成30年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 講習会の実施期間
平成30年8月9日（木）から同年9月5日（水）まで
- 講習会の実施場所

高岡郡佐川町中組1247

高知県畜産試験場

3 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜人工授精に関する講習会
牛

4 講習会の受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、平成30年7月30日（月）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。

5 講習会の定員
15名程度
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うことがある。

6 講習会に係る費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。

7 その他
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、杉田ダム土地改良区の定款の変更を平成30年6月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年7月3日

高知県知事 尾崎 正直

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年7月3日

高知県警察本部長 小柳 誠二

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
高知県警察本部交通管制システム上位装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県警察本部警務部装備施設課 高知市丸ノ内二丁目4-30

- 3 落札者を決定した日
平成30年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
月額 178,524円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成30年5月8日